

## ボット対策事業運営規程

平成18年12月1日

独立行政法人 情報処理推進機構

### (目的及び事業の位置づけ)

第1条 本規程は、総務省及び経済産業省が中心となって推進するボット対策事業(以下「本事業」という。)の実施において、独立行政法人 情報処理推進機構(以下「IPA」という。)が担当する業務の運営に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

2 IPAは、「コンピュータウイルス対策基準」(平成12年12月28日(通商産業省告示第952号)(最終改定)以下「告示」という。)に基づき、コンピュータウイルス被害の拡大及び再発を防止する業務を行っており、この一環として本事業を実施するものである。

### (定義)

第2条 検体等管理システムとは、本事業において収集された検体及び当該検体に関する情報を一時的に管理するシステムをいう。検体等管理システム管理者とは、検体等管理システムを運営・管理する者として経済産業省から業務委託された者をいう。

2 再配付先とは、本事業において収集された検体に対応したパターンファイルの作成等をする者として、本規程の第6条に基づき認められた法人をいう。

3 運営委員会とは、別途、本事業の枠組みの下で召集される総務省及び経済産業省、それぞれの省から業務委託された者並びにIPAの代表者を構成員とする会議をいう。

### (IPAの業務)

第3条 IPAは、本事業において以下の業務を行う。

- 一 検体等管理システムへアクセスし、検体入手し、外部媒体に記録して保管する検体最終保管業務
- 二 再配付先の登録管理に係る事務手続き関連業務
- 三 再配付先からの検体の反映状況に係る報告受付関連業務
- 四 告示に規定する再発を防ぐために必要な情報提供事業の一環として、本事業で得られたボットに係る対策情報の提供

### (検体の保管)

第4条 検体の保管業務は、別に定めるウイルス等の検体の取り扱い手順によるものとする。

( 検体の再配付事務管理の実施 )

第 5 条 I P A が、本事業実施のために担う、再配付先の登録管理の事務手続き等諸業務、台帳管理等の関連事務、再配付先からの報告の取りまとめなどの諸事務については、ポット対策事業実施手順に定める。

( 再配付先 )

第 6 条 再配付先は、I P A に対し、再配付先となることを希望する旨の申請をした者のうち、以下の基準を満たすと認められ、本規程の定めに基づき I P A が課す条件を受け入れる者であって、運営委員会において承認された者とする。

- 一 我が国に設立された法人であって、対策ソフトの供給（駆除ツールの配付を含む。）及びサービス（パターンファイルの提供等）の事業を 1 年以上実施している者であること
- 二 検体の厳格な管理基準があること
- 三 我が国内に、技術スタッフを擁する解析部署があり、パターンファイルの作成が可能なこと

( 申請 )

第 7 条 再配付先となることを希望する者は、ポット対策事業実施手順に定める様式に従い、I P A に申請する。

- 2 I P A は申請に必要な情報を、そのホームページを通じて提供する。
- 3 I P A は、申請を受け付けたら、当該申請者に対して、以下の事項の他、必要な情報の提供を求めることができる。
  - 一 活動拠点の存在及び活動の事実を確認する情報(法人登記簿の写し、税務申告書(上場していない法人に限る。)、事業報告書及び財務諸表)
  - 二 対策ソフトの供給等の事業実績に関する情報(パンフレット等の事業概要の公表資料)
  - 三 検体の管理基準に関する説明資料
  - 四 技術スタッフを擁する解析部署に関する説明資料
  - 五 前二号に規定する説明資料には、ポット対策事業実施手順に定める事項についての十分な説明を含むこと
  - 六 検体及び検体情報の取り扱い等に関する以下の内容の誓約書及び同意書
    - イ 検体をパターンファイルに着実に反映させること、検体及び検体に付随して提供される検体情報を第三者（パターンファイル作成のために業務提携をしている者を除く。）に再配付しないこと及び第三者に検体及び検体情報が漏洩することの無いよう、十分なセキュリティレベルを確保した環境において検体及び検体情報を取り扱う（パターンファイル作成のために業務提携をしている者においても同等の管理を

確保する。)旨並びに申請書と申請書の添付資料の内容に間違いがないことの誓約  
口 検体の管理ログ及びパターンファイル反映結果に関する報告をIPAに対して行うことについての同意

(審査)

第8条 IPAは、申請を受け付けたらボット対策事業実施手順に基づいて審査を行う。  
必要と認める場合に、秘密保持契約を申請者との間で締結することができる。

(条件)

第9条 IPAは、審査の結果不十分な点が認められた場合に、当該事項を是正するための措置を講ずることを、条件として申請者に対して課することができる。

(再配付先登録)

第10条 IPAは、ボット対策事業実施手順に定める検体等管理システムのアクセス権の発行に関する事務を行う。

- 2 運営委員会で承認が得られたときには、IPAは、ボット対策事業実施手順に定める様式に従った登録を認める旨の通知を、申請者に対して行う。
- 3 再配付先は、発行されたアクセス権を厳格に管理しなければならない。
- 4 再配付先は、申請書に記載した事項及び申請書に添付した資料に変更があった場合には、IPAにボット対策事業実施手順に定める様式により、変更届けを行わなければならない。

(再配付先からの報告の取りまとめ管理)

第11条 再配付先は、毎月1回、検体の管理状況及びパターンファイルへの反映状況を、提供を受けた検体全てについて報告書としてまとめ、IPAに提出しなければならない。報告書に含まれる事項はボット対策事業実施手順に定める。

- 2 当該報告書を受け付けたときには、ボット対策事業実施手順に従ってその内容を確認し、取りまとめて、運営委員会に提出するものとする。

(記録の保管)

第12条 申請及び審査にかかる資料並びに検体の管理状況及びパターンファイルへの反映状況に関する報告書については、ボット対策事業実施手順に定めるところにより保管するものとする。

(パターンファイル反映の促進)

第13条 運営委員会が、再配付先からの反映状況に係る報告内容を検討し、反映率が不

十分であると判断した場合に、IPAは、当該再配付先に対し、パターンファイル反映率の改善を促すものとする。具体的には、当該再配付先に対して、3ヶ月以内に反映率の改善計画を提出することを求めるものとする。

(事情の聴取)

第14条 運営委員会又はIPAが、検体又は検体情報等の管理若しくは検体等管理システムへのアクセス権の管理に疑義があると認めた場合に、IPAは、当該再配付先に対し、事情を聴取することができる。事情聴取にあたっては、必要な場合に運営委員会の構成員が同席することができる。

(アクセス権の一時停止)

第15条 第11条第1項に規定する管理状況及びパターンファイルへの反映状況に関する報告に滞りがあった場合、第13条に規定する反映率の改善計画の提出が無かった場合又は第14条に規定する事情聴取の結果、管理等に不備があると認める場合に、検体等管理システムへのアクセス権の一時停止を、IPAは、検体等管理システム管理者に対して求めることができる。IPAは、アクセス権の一時停止を求めたことを運営委員会に報告する。

- 2 再配付先は、IPAに対して、反映率の改善計画や管理等の不備について、是正策を提出することができる。
- 3 問題点に改善が認められるとIPAが判断するときは、運営委員会の承認を経て、アクセス権の回復を検体等管理システム管理者に対して求めることができる。

(登録辞退)

第16条 再配付先が、登録を辞退するときは、ボット対策事業実施手順に定める様式によって、IPAに提出することができる。

- 2 IPAは、当該辞退について、運営委員会に付すものとする。
- 3 登録中に当該再配付先が受け取った検体及び検体情報については、複製を含めて返却を求めることとする。すでにパターンファイルへ反映させてしまっているなど返却ができない場合には、管理方針についての説明書及び当該法人代表者による厳格な管理を継続する旨の誓約書の提出を求めるものとする。これらについても、IPAが運営委員会に報告するときに添えて提出するものとする。

(登録削除)

第17条 申請内容に虚偽があったことが判明した場合、第三者に対して検体又は検体情報を再配付した場合、もしくは、アクセス権の一時停止が1年を超えた場合には、登録削除についてIPAは運営委員会に対して付することができる。

- 2 IPAは、再配付先に対し、複製を含めて、受け取った検体及び検体情報の返却を求めるものとする。IPAが運営委員会に登録削除について付するときに、その結果を添えるものとする。IPAが必要と認めた場合には、当該結果を公表することができる。
- 3 運営委員会が登録を削除することとしたときには、ポット対策事業実施手順に定める様式によってIPAは、その旨を当該再配付先に通知するものとする。

(対策情報の提供)

第18条 IPAは、ホームページ及びウイルスDBによって、対策情報を一般に公開するものとする。

附 則

この規程は平成18年12月1日から施行する。